○金融庁厚生労働省告示第六号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和六年金融庁厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年八月二十四日

金融庁長官　伊藤　豊
厚生労働大臣　上野賢一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーに関する経過措置） **第十二条**　標準的手法採用金庫は、株式及び株式と同等の性質を有するもの（新告示第四十七条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。第四項において同じ。）に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、基準日から起算して五年を経過する日までの間は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる投資の区分に応じ、当該各号に定めるものとすることができる。 一　［略］ 二　前号に掲げる投資以外の投資（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和八年金融庁厚生労働省告示第四号）による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第四十七条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される投資を除く。）　次のイからホまでに掲げる期間の区分に応じ、当該イからホまでに定めるリスク・ウェイト ［イ～ホ　略］ ［2～4　略］	**附　則** （株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーに関する経過措置） **第十二条**　［同上］ 一　［同上］ 二　前号に掲げる投資以外の投資　次のイからホまでに掲げる期間の区分に応じ、当該イからホまでに定めるリスク・ウェイト ［イ～ホ　同上］ ［2～4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○金融庁農林水産省告示第七号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第四号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年八月二十四日

金融庁長官　伊藤　豊
農林水産大臣　鈴木　憲和